

千葉地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正等処分取消請求事件
国側当事者・国(千葉東税務署長)
平成20年11月11日却下・確定

判 示 事 項

- (1) 国税通則法77条3項(不服申立期間)にいう「やむを得ない理由」の意義
- (2) 異議申立てが遅延したのは、入院・治療を要したためであり、国税通則法77条3項(不服申立期間)に規定する「やむを得ない理由」がある旨の納税者の主張が、納税者が入院したのは、本件更正処分等の通知を受けた約1か月半後であるところ、その間、納税者に異議申立てをすることが困難である客観的な事由があったと認めるに足る証拠はなく、また、納税者の入院期間は約2週間という比較的短期間であり、その間意識不明の状態に陥っていたなどの事情を認めるに足る証拠はないこと、異議申立ては代理人を選任してすることができること、退院した後不服申立期間が満了するまで2日間の期間があったことなどに照らせば、入院していたことのみをもって、上記客観的な事由があったと認めることはできず、仮に、入院していたことをもって、上記客観的な事由に該当するとみる余地があるとしても、納税者が異議申立てを行ったのは、退院してから約6か月経過した後であり、上記客観的な事由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に異議申立てを行っていないことは明らかであるから、本件において同項に規定する「やむを得ない理由」があるとは認められないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 国税通則法77条3項(不服申立期間)にいう「やむを得ない理由」とは、天災等による交通途絶など、一般的に不服申立てをすることにつき通常期待される程度の注意をもってしてもなお避けることのできない客観的な事由を意味すると解するのが相当である。
- (2) 省略

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	石田 真人
同	大日方 正枝
同	山崎 弘子
同	渡邊 文彦
同	宮崎 弘和
同	山中 義一
同	北村 勝
同	嶋村 正弘
処分行政庁	千葉東税務署長

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が原告に対して平成19年6月15日付けでした原告の平成17年分所得税の更正処分のうち、納付すべき税額▲10万2798円を超える部分（還付金の額に相当する税額10万2798円を下回る部分）及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成17年分の所得税について確定申告書を提出し、10万2798円の還付金を得たところ、処分行政庁から、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、上記各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令

- (1) 行政処分の取消しの訴えは、原則として、不服申立ての前置を必要とせず、不服申立てを提起するか、直ちに訴訟を提起するかは国民の選択に委ねられているが、税務署長がした所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の取消しの訴えについては、処分をした税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求の2段階の不服申立手続を経た上でなければ、提起することができないこととされている。

なお、上記不服申立ては、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任してすることができることとされている（行政事件訴訟法8条、国税通則法75条、107条、115条）

- (2) 税務署長に対する異議申立ては、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して2か月以内にしなければならないこととされている。

もともと、上記期間内に異議申立てをしなかった場合であっても、天災その他やむを得ない理由があるときは、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に異議申立てをすることができることとされている（国税通則法77条1項、3項）。

2 前提事実（証拠等の記載のない事実は、当事者間に争いがないか、明らかに争わない事実である。）

- (1) 原告が、平成18年2月7日、処分行政庁に対し、平成17年分の所得税の確定申告書を提出したところ、処分行政庁は、平成19年6月15日、原告に対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（両処分を併せて、以下、「本件更正処分等」という。）を行い、原告は、同月16日、本件更正処分等の通知を受けた（甲2、乙1、弁論の全趣旨）。
- (2) 原告は、平成19年8月2日、医療法人A病院を受診したところ、下垂体腺腫と診断されたため、同月3日に同病院に入院したが、保存的治療を行い状態が安定したことから、同月14日に同病院を退院した（甲1）。
- (3) 原告が、本件更正処分等を不服として、平成20年2月14日、処分行政庁に対

し、異議申立てをした（以下「本件異議申立て」という。）ところ、処分行政庁は、同年３月２５日、本件異議申立てが国税通則法７７条１項に規定する不服申立期間を経過しており、また、かかる期間を遵守しなかったことについて、同条３項に規定する「やむを得ない理由」も認められないとして、本件異議申立てを却下した（甲３）。

(4) 原告が、本件更正処分等及び本件異議申立ての却下決定を不服として、平成２０年４月７日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、同所長は、同月２５日、適法な異議申立てを経ないでなされた審査請求であるとして、これを却下する旨の裁決をした（甲４）。

(5) 原告は、平成２０年５月２６日、本件更正処分等の取消しを求めて本件訴えを提起した。

3 争点

本件の争点は、本件訴えが適法な不服申立手続を経た適法な訴えであるかであるが、具体的には、本件異議申立てを国税通則法７７条１項に規定する不服申立期間内にしなかったことにつき、同条３項に規定する「やむを得ない理由」があると認められるかである。

4 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

不服申立てが不服申立期間経過後になされたこと等により不適法であるため、不服申立手続において審理を受けることなく却下された場合には、国税通則法が定める不服申立ての前置を受けたものとはいえない。

原告が本件更正処分等の通知を受けたのは平成１９年６月１６日であるため、本件更正処分等に対する異議申立ては、同日の翌日である同月１７日から起算して２か月以内である同年８月１６日までにしなければならないところ、原告は平成２０年２月１４日に本件異議申立てをしているから、本件異議申立ては、不服申立期間を経過した後になされた不適法なものである。

原告は、下垂体腺腫のために本件異議申立てが遅延した旨主張するが、原告が医師の診断を受けたのは、本件更正処分等の通知を受けてから約１か月半経過後の平成１９年８月２日であり、この間、原告が異議申立てをすることが不可能であった事情は認められない。また、原告は、同月３日に入院し同月１４日に退院しているが、異議申立ては代理人によってもなし得ることからしても、原告が上記入院期間中に異議申立てをすることが客観的に不可能な状態にあったと認めることはできない。

したがって、本件において、原告が国税通則法７７条１項が規定する不服申立期間内に異議申立てをしなかったことについて、同条３項に規定する「やむを得ない理由」があるとは認められないから、本件異議申立ては不適法である。そして、本件異議申立てが不適法である以上、同法に定める不服申立ての前置を受けたとはいえないから、本件訴えは不適法である。

(原告の主張)

本件異議申立てが遅延したのは、確定申告後１年３か月も経過した後に、十分な説明もなく一方的に本件更正処分等がなされたことについて、原告が、耐え難い激しいショックを受け、それに伴う強い感情的憤まんが原因となって下垂体腺腫を患い、入院・治

療を要することとなったためである。原告は、本件更正処分等の通知を受けてから最初の1か月半は迷っているうちに過ごし、最後の2週間は入院中であつたため、国税通則法77条1項が規定する不服申立期間内に異議申立てをすることができなかったものである。また、同不服申立期間経過後、直ちに異議申立てをしなかったのは、病院に診断書を要求することなどに手間取ったためである。

被告は、異議申立ては代理人によってもなし得る旨主張するが、原告の家族は、本件更正処分等の当時、原告の代理人として異議申立てをできるような状況にはなく、また、弁護士に委任するタイミングも逸したものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記第2の1(2)、同2(1)によれば、本件更正処分等に対する異議申立ての不服申立期間の満了日は平成19年8月16日（原告が本件更正処分等の通知を受けた日の翌日である同年6月17日から起算して2か月）であるところ、前記第2の2(3)のとおり、原告が本件異議申立てを行ったのは平成20年2月14日であるから、本件異議申立ては、上記不服申立期間を大幅に経過してなされたものであることが明らかである。

この点、原告は、本件異議申立てが遅延したのは、下垂体腺腫を患い、それによる入院・治療を要したためである旨主張するが、これは国税通則法77条3項に規定する「やむを得ない理由」がある旨主張しているものと解されるので、以下、検討する。

前記第2の1(2)のとおり、国税通則法77条3項は、同条1項に定める期間内に異議申立てをしなかった場合であっても、天災その他やむを得ない理由があるときは、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に不服申立てをすることができる旨規定しているところ、ここにいう「やむを得ない理由」とは、天災等による交通途絶など、一般的に不服申立てをすることにつき通常期待される程度の注意をもってしてもなお避けるとのできない客観的な事由を意味すると解するのが相当である。

【判示(1)】

【判示(2)】

これを本件についてみるに、原告が入院したのは、本件更正処分等の通知を受けた約1か月半後であるところ、その間、原告に異議申立てをすることが困難である客観的な事由があったと認めるに足りる証拠はない。原告は、入院するまでの期間中、異議申立てをするか否かを迷っていた旨主張するが、このような原告自身の主観的な事情が、上記客観的な事由に該当しないことは明らかである。

また、原告の入院期間は約2週間という比較的短期間であり、その間意識不明の状態に陥っていたなどの事情を認めるに足りる証拠はないこと、異議申立ては代理人を選任してすることができること、前記第2の2(2)のとおり、原告が退院したのは平成19年8月14日であり、その後不服申立期間が満了するまで2日間の期間があつたことなどに照らせば、入院していたことのみをもって、異議申立てをすることが困難である客観的な事由があったと認めることはできない。これに対し、原告は、原告の家族が代理人として異議申立てをできるような状況になかったことを強調するが、前記第2の1(1)のとおり、家族以外の者を代理人に選任して異議申立てを行うことも可能であるから、かかる事情は上記判断に影響を及ぼすものではない。

さらに、仮に、入院していたことをもって、異議申立てをすることが困難である客観的な事由に該当するとみる余地があるとしても、原告が本件異議申立てを行ったのは、原告が退院してから約6か月経過した後であり、上記客観的な事由がやんだ日の翌日か

ら起算して7日以内に異議申立てを行っていないことは明らかである。これに対し、原告は、診断書を要求するのに手間取った旨主張するが、診断書を入手しなければ「やむを得ない理由」がやんだことにならないなどとはいえないし、診断書を取得するのに約6か月もの長期間を要したとも考えがたいから、原告の主張は採用できない。

- 2 以上によると、本件異議申立ては、国税通則法77条1項が規定する不服申立期間を経過してなされたものであり、これについて同条3項に規定する「やむを得ない理由」があるとは認められないから、不適法な申立てであるといわざるを得ない。そして、前記第2の1(1)のとおり、本件更正処分等の取消しを求める本件訴えについては、処分をした税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求の2段階の不服申立手続を経る必要があるところ、本件異議申立てが不適法である以上、適法な不服申立手続を経たとはいえないから、本件訴えは不適法であるといわざるを得ない。

第4 結論

以上の次第で、本件訴えは不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 堀内 明

裁判官 上田 哲

裁判官 向井 宣人